

平成25年労第434号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aに入社し、同年〇月〇日までの間、事故車や廃車になった自動車のアルミホイール（以下「ホイール」という。）に付いている虫ゴムを包丁で切る作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日にDクリニックを受診し、「毛包炎、湿疹、皮膚炎」等（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、毛包炎、湿疹、皮膚炎等の皮膚疾患の発症は、ホイールの虫ゴムを包丁で切る作業中での負傷や、塵埃が舞う作業環境が起因するものと主張するものである。

(2) 外傷起因性についてみると、ホイールや虫ゴムの破片が請求人に時々当たったことは推測されるが、同事実によって皮膚が負傷し、医療機関で治療を受けたことは認められないことから、本件疾病は、負傷に起因する疾病であるとは認められない。

(3) 請求人が従事した作業環境についてみると、事業主の妻は、「かなり汚れる仕事であることは説明している。工場内が暑かったことは間違いない。」と述べており、作業環境が良好な状態でなかったことは推測される。しかし、請求人が同作業に従事した期間は、平成〇年〇月〇日から同年平成〇年〇月〇日までのわずか18日間であり、また、請求人は上下作業服を着衣しての作業であることから、塵埃が舞う作業環境が、本件疾病の発症についての有力な原因であると認めることはできない。

(4) 医師意見についてみると、B医師およびC医師は、意見書において、ともに本件疾病と業務との因果関係を否定していることが認められる。

(5) 請求人は、会社関係者からの再聴取や塵埃の分析を求めているが、当審査会の判断は前記のとおりであって、その必要を認めない。

3 以上のとおりであるから、本件疾病は業務上の事由により発症したものと認めることはできないので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。